

申請書第1号様式（その2）記入要領（測量、建設コンサルタント等用）

- 1 申請者の欄は必ず本社・本店を記入することとし、受任者欄は支店長・営業所長等に権限を委任した場合のみ記入すること。
- 2 「住所」欄は、都道府県名から記入すること。
なお、番地等も省略せずに記入すること。（例……〇丁目〇番〇号、〇〇〇番地〇）
- 3 「商号又は名称」欄には、「株式会社」等法人の種類を表わす文字は、略号を使用しないでそのまま記入すること。
- 4 「フリガナ」欄は、カタカナで記入すること。また「株式会社」等法人の種類を表わす文字にフリガナは記入しないこと。
- 5 「代表者（受任者）役職・氏名」欄の役職は法人の場合のみ記入することとし、役職、姓及び名の間に1文字分空白を設けて記入すること。
- 6 「電話番号」、「FAX番号」欄には、市外局番から「-（ハイフン）」を使用して正確に記入すること。
- 7 「令和3・4年度登録」欄には、前回（令和3・4年度）の入札参加資格の取得者は有を、それ以外の者は無を〇で囲むこと。
- 8 「令和3・4年度登録からの移転」欄には、令和3・4年度の入札参加資格申請時以降、新たに、岩国市内に本社（本店）、又は主たる営業所等の事務所を開設する場合や岩国市内で本社（本店）、又は主たる営業所等の事務所を移転した場合は有を、それ以外は無を〇で囲むこと。
- 9 「法令等による登録等の有無」欄には、入札申請業務について測量法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程、不動産の鑑定評価に関する法律、建築士法又は土地家屋調査士法による登録を受けている場合は1と記入すること。
- 10 「入札申請の有無」欄には、入札参加を希望する入札申請業務について1と記入すること。
- 11 「設備設計の有無」欄には、建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者について1と記入すること。
- 12 (1) 「直前第2期以前の決算に基づく業務種類別年間実績額（千円）」欄及び「直前第1期以前の決算に基づく業務種類別年間実績額（千円）」欄には、入札申請業務について申請日前に決算の確定した直前第2期と直前第1期の財務諸表からそれぞれ消費税抜きの実績額を記入し、「直前2カ年間の年間平均実績額（千円）」欄に平均実績額（千円未満の端数は四捨五入）を記入すること。
(2) 年間実績額がない場合は「0」を、申請日現在では当該事業を営業しているが、直前第2期もしくは直前第1期においては営業していなかった場合は「-（ハイフン）」を記入すること。
(3) 「合計」欄には、コンサルタント業務に係る実績額（入札申請業務以外のものも含む。）を合計した金額を記入すること。また、実績額が全部「-（ハイフン）」の場合には、「合計」欄にも「-（ハイフン）」を記入すること。
- 13 「総資本（千円）」「流動資産（千円）」、「流動負債（千円）」、「固定資産（千円）」、「自己資本（千円）」、「税引前当期純利益（千円）」欄には、申請日前に決算の確定した直前の財務諸表から記入すること。また、個人の場合は、「税引前当期利純益（千円）」欄には、事業主利益を記入す

ること。

- 14 「営業年数」欄には、入札を申請する業務のうち、一番古くから営業を行っている業務の営業年数を記入すること。なお、営業年数は、営業開始の時から申請日直前の営業年度（決算の確定したもの）の終了日の前日までの期間（休業等の期間を除く。）に係る年数（年に満たない端数は切り捨てる。）を記入すること。
- 15 (1) 「技術職員の数」欄及び「技術職員以外の職員の数」欄には、入札申請業務にかかわらず、申請日直前の営業年数（決算の確定したもの）の終了日において、コンサルタント業務に従事するものの数を記入すること。
(2) 職員とは、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいう。
(3) 「技術職員」とは、技術的業務に従事する職員をいい、「技術職員以外の職員」とは、管理、経営、営業等の業務に従事する職員をいう。
(4) 管理、経理部門等の従業員で、コンサルタント業務と事業を兼ねている者の取扱いについては、申請日直前の営業年度（決算の確定したもの）の決算におけるコンサルタント業務実績高と兼業売上高の比率によって按分（1人未満の端数は切り捨てる。ただし、按分後の数が1人未満のときは、四捨五入すること。）してコンサルタント業務に従事する者の数を求めるのこと。
- 16 「登録部門」欄には、土木関係建設コンサルタント又は補償関係コンサルタントの入札参加資格審査の申請を行った者が、建設コンサルタント登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録を受けている場合に限り、その登録部門に1と記入すること。
- 17 「補償コンサルタントの受託希望部門」欄には、補償コンサルタントを申請した者については、必ずいずれかの部門に1と記入すること。
- 18 「有資格者・実務経験者の数（人）」欄には、常勤の職員のうち、該当する者の人数を記入すること。
1人の者で複数の資格を有する場合には、それぞれの資格者として計上できる。ただし、1級と2級の両方の資格を取得している者については、1級の資格者として、測量士と測量士補の両方の資格を取得している者については、測量士の資格者とする。実務経験者については、下記に該当する者の人数を記入すること。ただし、「有資格者数（人）」欄に記入した者を実務経験者として重複して記入しないこと。
「土木コンサル実務経験者」・・・次の実務経験を有している者。
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し20年以上の実務経験を有する者。
2 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し22年以上の実務経験を有する者。
3 その他の者にあっては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。
(注) なお、「土木工学又は同等の工学に関する科目」とは、橋梁工学、土質科学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等をいい、「建設コンサルタント等業務従事年数」とは、建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設

工事の計画・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。

「公共用地取得実務経験者」・・・官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に 10 年以上従事した実績のある者。

「地質調査実務経験者」・・・次の実務経験を有している者。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 15 年以上の実務経験を有する者。
- 2 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者。
- 3 その他の者にあっては、地質・土質調査業務に 25 年以上の実務経験を有する者。

(注) なお、「土木工学又は同等の工学に関する科目」とは、橋梁工学、土質科学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等をいい、「地質・土質調査業務従事年数」とは、地質・土質調査業務の計画・調査・立案・助言及び管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。

19 「技術者の内訳」欄には、技術士又は RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の資格を有する者の登録部門別の人数を記入すること。

1 人の者で複数の資格を有する場合には、それぞれの資格者として計上できる。ただし、同一部門において技術士と RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の両方の資格を取得している者については、技術士の資格者とする。